

海幕装需第659号
30.7.23

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長

陸上装備品等整備基準について（通達）

標記について、別冊のとおり定める。

なお、陸上装備品等整備基準について（通達）（海幕装備第5626号。10.12.8）は、廃止する。

添付書類：別 冊

写送付先：部内全般

海幕装需第659号(30.7.23)別冊

陸上裝備品等整備基準

海上幕僚監部

目 次

第1	総 則	1
1	1 目的	1
2	2 適用範囲	1
3	3 定 義	2
4	4 その他	4
第2	整備作業	5
1	1 整備作業内容	5
2	2 計画整備	5
	(1) 一 般	5
	(2) 計画整備の区分	6
	(3) 実施基準	6
3	3 計画外整備	7
	(1) 一 般	7
	(2) 計画外整備の区分	8
	(3) 実施基準	8
4	4 現地技術役務	9
	(1) 一 般	9
	(2) 現地技術役務の区分	9
	(3) 実施基準	9
第3	整備管理	9
1	1 定 義	9
2	2 一 般	10
3	3 作業管理	10
	(1) 一 般	10
	(2) 作業管理の主要業務	10
	(3) 整備作業の請求、命令及び実施の確認	11
	(4) 特別の整備作業の実施	11
	(5) 整備部隊に対する整備作業の請求	12
	(6) 記 録	12
4	4 品質管理	12
	(1) 一 般	12
	(2) 品質管理の主要業務	13
第4	技術管理	13
1	1 信頼性管理	14
	(1) 定 義	14
	(2) 信頼性管理の主要業務	14
	(3) データの収集	15
	(4) データの保管	15
	(5) データの分析・評価	15
	(6) 改善の手続き	15

(7) 改善の実施	17
2 形態管理	18
(1) 定義	18
(2) 形態管理の主要業務	18
(3) 変更管理の主要業務	19
(4) 経歴管理の主要業務	19
3 技術刊行物管理	19
(1) 定義	19
(2) 技術刊行物管理の主要業務	19
附 則	20
別 表	21
別紙様式第1	22
別紙様式第2	23
別紙様式第3	24

第1 総 則

1 目 的

この陸上装備品等整備基準（以下「整備基準」という。）は、海上自衛隊（以下「海自」という。）において使用する陸上装備品等の整備に関して必要な事項を定め、適正かつ効率的な整備の実施に資することを目的とする。

2 適用範囲

この整備基準は、海自において運用及び維持管理する陸上装備品等に適用する。ただし、次の各号に掲げる陸上装備品等については、その一部又は全部を適用しないことができるものとする。

(1) 実用試験等の用に供する陸上装備品等

(2) 次の法令及びこれに基づく令達に定めのある陸上装備品等

ア 法 令

(ア) 国有財産法（昭和23年法律第73号）

(イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

(ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(エ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(オ) 消防法（昭和23年法律第186号）

(カ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

(キ) 電波法（昭和25年法律第131号）

(ク) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

(ケ) 港湾法（昭和25年法律第218号）

(コ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

(サ) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

(シ) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）

イ 令 達

(ア) 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）

(イ) 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）

(ウ) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

(エ) 固定通信網の業務実施に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第11号）

(オ) 中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令（昭和59年防衛庁訓令第6号）

(カ) 自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）

(キ) 防衛情報通信基盤における衛星通信回線の保守及び運用について（防官情第2210号。18.3.24）

(ク) 海上自衛隊車両管理運用規則（平成29年海上自衛隊達第23号）

(ケ) 海上自衛隊電気工作物管理規則（平成10年海上自衛隊達第2号）

(コ) 海上自衛隊の移動局等の監理に関する達（昭和43年海上自衛隊達第7号）

(3) 市販品と同一又は同等である陸上装備品等

- (4) その他海上幕僚長（以下「海幕長」という。）が特に定める陸上装備品等
- 3 定義
- この整備基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 部隊等
海自のすべての部隊及び機関（海幕長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (2) 運用部隊
陸上装備品等を運用及び維持管理する部隊等をいう。
- (3) 整備部隊
運用部隊を直接支援することを主たる任務とする部隊をいう。
- (4) 運用部隊等
運用部隊及び整備部隊をいう。
- (5) 校長
海上自衛隊第1、第2、第3又は第4術科学学校長をいう。
- (6) 部長等
海上幕僚監部（以下「海幕」という。）防衛部長、装備計画部長又は首席衛生官をいう。
- (7) 補給処長
艦船補給処長又は航空補給処長をいう。
- (8) 調達機関の長
地方防衛局調達部長、地方防衛支局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局調達部長等」という。）をいう。
- (9) 陸上装備品等
部隊等が、陸上において運用及び維持管理する、次の装備品等をいう。
ア 防衛省組織令（昭和29年政令第178号）（以下「組織令」という。）第122条第5号に定める施設器材及び港用品
イ 組織令第127条第5号に定める需品等
ウ 組織令第134条第3項第3号に定める衛生資材
エ ア、イ及びウに付随する器材
オ 組織令第128条第2号に定める武器等のうち、次を除いたもの
（ア）弾火薬類
（イ）化学器材（船舶にぎ装されるものに限る。）
（ウ）教育訓練用器材
（エ）艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）に定める装備品等
- (10) 整備
陸上装備品等の使用可能な状態の維持、故障した陸上装備品等の使用可能な状態への修復、陸上装備品等の改修等に関する整備作業及び整備管理から成る一連の業務をいう。
- (11) 整備作業

陸上装備品等の整備において行う状態の確認、手入れ、防せい、塗装、点検、検査、試験、調整、修理、交換、改修、改造等及びこれらの記録等の諸作業をいう。

(12) 整備管理

陸上装備品等の整備に関する指揮又は統制を通じて、人員、器材、施設及び予算を効果的かつ経済的に運用する一連の管理活動をいう。

(13) 防せい

陸上装備品等について、大気中のじんあい等に含まれる有害物質、雨水・塩水及び温度・湿度の変化による腐食の防止、腐食箇所の修復及び保護をするため、払しょく・洗浄、防湿・防食処理等を行い、陸上装備品等を常に良好な状態に維持する作業をいう。

(14) 点 検

主として目視又は簡単な工具、計測器等をもって陸上装備品等の各部の機能又は作動を確認し、調整不良、故障、欠陥等を発見する軽易な作業をいう。

(15) 検 査

必要に応じて陸上装備品等について分解等を行い、機能、状態等の良否の確認、判定等を行う作業をいう。

(16) 基地整備

部隊整備及び支援整備をいう。

(17) 部隊整備

運用部隊が実施する整備で、主として予防整備の見地から実施する陸上装備品等の使用前後の点検、その他日常の比較的簡易な整備をいう。

(18) 支援整備

整備部隊が実施する整備で、主として不具合となっている陸上装備品等の検査、修復、改修等及び外注整備に係る業務をいう。

(19) 外注整備

契約に基づき、製造会社又は修理会社（以下「製造会社等」という。）により実施する計画整備及び計画外整備をいう。

(20) 委託整備

陸上自衛隊（以下「陸自」という。）、航空自衛隊（以下「空自」という。）、アメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）、製造会社等に委託して実施する整備をいう。

(21) 外注整備等

外注整備及び委託整備をいう。

(22) 計画整備

予防整備の目的で、陸上装備品等の特性に応じ、あらかじめ実施間隔、作業項目等を定めて計画的に実施する整備をいう。

(23) 計画外整備

不具合等の発生の都度、本来有する性能等を回復又は向上させるために実施する整備をいう。

(24) 不具合

陸上装備品等の機能、性能、安全性、整備性、互換性及び操作性（以下「性能等」という。）について、修復が必要な状態をいう。

(25) 技術刊行物

海上自衛隊の使用する装備品等の技術刊行物の管理基準について（通達）（海幕装備第5624号。10.12.8）（以下「技術刊行物管理基準」という。）に定める技術刊行物をいう。

(26) 現地技術役務

陸上装備品等の性能等の確保と可動率の向上を図るため、製造会社等との契約により、その専門的技術を有する技術者（以下「技術員」という。）の駐在又は派遣を得て、運用部隊等における不慣熟な整備作業について援助して整備能力を補完するとともに、部隊等において発生した陸上装備品等の不具合等に関する対策及び処置の促進等を行う役務作業をいう。

(27) 技術管理

整備管理を効果的、効率的かつ適正に行うための一連の管理活動であり、信頼性管理、形態管理、技術刊行物管理からなる。

(28) BUR (Based Equipment Unsatisfactory Material/Condition Report)

陸上装備品等不具合通知のこと。

陸上装備品等において発生した重要な不具合について、関係各部に対し注意を喚起するとともに、早急な対策を要望するために行う情報提供をいう。

(29) MER (Maintenance Engineering Request)

技術刊行物改定要求書のこと。

技術刊行物管理基準に定める技術刊行物改定要求書をいい、技術刊行物の改定を必要と認めた場合、改定すべき内容等を記載し、海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」という。）に要求するものをいう。

(30) 改修指示書

改修の件名、実施区分、目的、内容、適用範囲、関連資料等を記載した指示書をいう。

(31) ECP (Engineering Change Proposal)

技術変更提案のこと。

陸上装備品等の技術改善のため、調達及び維持整備に係る契約に基づき、契約の相手方が仕様書等の技術的事項の変更を提案したものをいい、第1種及び第2種に区分する。

(32) 機器

陸上装備品等の主品目又は主品目を構成する部品の集合体をいう。

(33) 部品

陸上装備品等を構成するもので、通常これ以上分解した状態では補給上取り扱わない最小単位の物品をいう。

4 その他

(1) 補本長は、この整備基準の実施に関し必要な細部事項を定めるものとする。

(2) 陸上装備品等において使用するソフトウェアの維持管理については、この整備基準に定めるところによるものとし、実施に関し必要な細部事項は運用部隊

の長が定めるものとする。

なお、陸上装備品等に使用するソフトウェアのうち、別に維持管理についての定めのあるソフトウェアを使用している陸上装備品等については、その定めるところによるものとする。

- (3) 部隊等の長は、この整備基準についての変更意見がある場合、海幕装備計画部長（以下「装備計画部長」という。）に通知するものとする。

装備計画部長は関係する部長等と変更意見を検討の上、必要と認めた場合、変更手続をとるものとする。

第2 整備作業

1 整備作業内容

区 分		実施組織	整備作業内容
基地整備	部隊整備	運用部隊	(1) 使用前後の状態の確認等 (2) 技術刊行物に定める計画整備 (3) 不具合修復 (4) 簡易な改修 (5) その他特に必要と認められる整備作業
	支援整備	整備部隊	(1) 技術刊行物に定める計画整備 (2) 不具合修復 (3) 改 修 (4) 運用部隊の整備作業の支援 (5) 臨時修理（運用部隊の整備作業の範囲を超える不具合修復を含む。） (6) その他特に必要と認められる整備作業
外注整備等	外注整備	製造会社等	(1) 技術刊行物に定める計画整備 (2) 定期修理 (3) 改修及び改造 (4) 臨時修理（運用部隊等の整備作業の範囲を超える不具合修復を含む。） (5) その他特に必要と認められる整備作業
	委託整備	陸自、空自、米軍、製造会社等	別に定める。

2 計画整備

(1) 一 般

ア 運用部隊等の長は、部隊の任務遂行を勘案しつつ、計画整備を適正に計画し、所定の手順により確実に実施して陸上装備品等の性能等の保持に努めるものとする。

イ 運用部隊等の長は、計画整備を実施するに当たり、特に予算措置が必要な

場合、海上自衛隊の年度業務計画に関する達（平成27年海上自衛隊達第28号）第9条の規定に基づき、事前に当該陸上装備品等の整備に関する要望を上申し、必要な予算の確保を図るものとする。

(2) 計画整備の区分

区 分		内 容
点 検	定期点検	陸上装備品等の不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた間隔（日施、週間、月間、3か月、6か月、1年）又は使用前、使用後に行う各部の点検
	移管点検	陸上装備品等の管理換又は供用換の場合及び製造会社等から受領又は製造会社等に引き渡す場合に、その陸上装備品等の状態の確認及び当該陸上装備品等の経歴簿、検査成績表、予備品一覧表等の記録類等を点検し、現状及び数量を確認する作業
検 査	定期検査	陸上装備品等の各種系統、機器、部品等について、あらかじめ定められた間隔（日施、週間、月間、3か月、6か月、1年）で行う検査 なお、不具合がある場合、これを修復（当該定期検査に要する標準期間内に修復を完了するもの。）することにより、次回の定期検査までの間における運用を確保するために行う整備作業を含む。
	定期保守	運用部隊等に定期的に技術員を派遣して、定期検査を行わせる役務による整備作業
	腐食検査	陸上装備品等の各種系統、機器、部品等について、大気中のじんあい等に含まれる有害物質、雨水・塩水及び温度・湿度の変化等による腐食を防止するために行う検査（不具合の修復作業を含む。）
修 理	定期修理	陸上装備品等を定期点検又は定期検査により、良好な状態に運用し得る品質を維持するため、点検又は検査間隔を超える間隔又は時期において、製造会社等により実施する分解、検査、修理、交換等の整備作業

(3) 実施基準

区 分		実施基準
点 検	定期点検	運用部隊の長は、技術刊行物の定めに基づき実施する。
	移管点検	運用部隊の長は、移管の都度、実施する。
検 査	定期検査	ア 運用部隊等の長は、技術刊行物の定めに基づき実施する。
		イ 運用部隊等の長は、必要と認める場合、検査の間隔を必要最小限の範囲内で延長又は短縮することができる。
		ウ 演習等のため、次回の検査ができないことが予想され

		<p>る場合は、事前に該当する検査を実施することができる。ただし、運用部隊等の長は、機器の状態等を考慮して必要と認める場合、次回の検査までに実施する点検又は検査において、必要な点検及び検査項目を付加しなければならない。</p> <p>エ イ及びウの場合における次回の検査は、変更前の予定期日（検査基準日）から起算して実施する。</p>
	定期保守	運用部隊等の長が、技術刊行物の定めに基づき作成した海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。
	腐食検査	運用部隊の長の定める時期に、定期点検又は定期検査に合わせて実施し、必要に応じて防せいを実施する。
修 理	定期修理	<p>ア 運用部隊等の長が、技術刊行物に定める間隔を標準として作成した海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。</p> <p>イ アに定めのない陸上装備品等については、別表に定める間隔又は8年を標準として、運用部隊等の長がその性質等を保持するために必要と認める場合に限り、実施することができる。</p> <p>なお、運用部隊等の長は、同一間隔で継続的に実施する必要性が認められる場合、MERにより処理するものとする。</p> <p>ウ 運用部隊等の長は、機器の状態及び使用状況に応じて、やむを得ないと認めた場合、ア及びイに定める定期修理間隔を延長又は短縮することができる。</p> <p>なお、実施に当たっては、変更内容（機器名、変更間隔、変更理由等）について、補本長に通知するものとする。</p> <p>エ 定期保守役務等により定期的に製造会社等による点検又は検査を実施している機器及び機械的又は電気的部分を有さない機器については、原則として実施しない。</p>

3 計画外整備

(1) 一般

ア 運用部隊等の長は、整備能力、部品等の補給状況、整備の優先順位等を考慮して、作業を確実かつ効率的に実施する。

イ 運用部隊等の長は、重要な故障及び頻発する不具合に対しては、細部分析を行い、発生原因を究明し、改善対策を確立して計画整備に反映させ、その結果を評価することにより不具合の減少に努める。

なお、改善対策が運用部隊等における整備の範囲を超える場合又は発生原因の究明が運用部隊等で不可能な場合は、BUR及びMERを活用する。

(2) 計画外整備の区分

区 分	内 容
不具合修復	運用中に及び計画整備実施中に発見した陸上装備品等の不具合の修復（当該計画整備に要する標準期間内に修復を完了しないもの。）の整備作業をいい、不具合の原因の探求とその修復の作業から成る。
特令検査	必要に応じて部長等、補本長又は運用部隊等の長が、特令することにより行う点検又は検査
臨時修理	陸上装備品等について、運用部隊の整備能力を超え整備不能の場合（運用部隊による不具合修復が困難な場合を含む。）に臨時に実施する整備作業 なお、不具合の修復のための試験、調査等を同時に実施する場合は、これらを含む。
改 修	陸上装備品等の性能等の向上及びその他の不具合を改善する目的で実施する作業
改 造	陸上装備品等の用途又は基本的性能の変更を目的として実施する作業

(3) 実施基準

区 分	実施基準
不具合修復	ア 運用部隊等の長は、技術刊行物を全幅活用し、機能試験等により故障箇所又は機能不良の機器等を明確に把握する。 イ 把握した不具合は、技術刊行物に基づき、手入れ、交換、調整等により修復する。
特令検査	次の場合に、特令する。 ア 陸上装備品等に人員、施設等の安全の確保に影響を及ぼすおそれのある不具合事項が発生又は発生が予想される場合 イ 陸上装備品等が予期せぬ状況下での運用等により、その状態、機能等に影響があったと予想される場合 ウ その他特に必要が認められる場合
臨時修理	運用部隊の長からの請求に基づき、整備部隊が実施するか、又は運用部隊等の長が作成した海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。
改 修	ア 補本長は、改修の必要を認めた場合、運用部隊等の長に対し、改修を指示する。 イ 改修は、改修指示書（別紙様式第1）に基づき、原則として計画整備の実施に合わせて行う。
改 造	部長等が作成する改造計画に基づく海上自衛隊仕様書により、製造会社等が実施する。

注： 機能試験は、陸上装備品等を構成する各種機器を接続した状態で、その系統及び各機器の性能及び機能を調査し、技術刊行物の定めに基づきその状態を判定することをいう。

4 現地技術役務

(1) 一般

運用部隊等の長は、部隊整備能力の現状及び陸上装備品等の不具合等の状況に応じて、製造会社等の技術力の活用を図るものとする。

(2) 現地技術役務の区分

区 分	内 容
駐在役務	運用部隊等に必要な技術員を駐在させ、陸上装備品等の取扱い、整備法、不具合の内容の把握、処置等について技術援助を行わせる役務
臨時役務	運用部隊等の実施する陸上装備品等の不具合の修復及び技術検討のために、臨時に必要な技術員を現地に派遣して不具合の原因調査、対策検討及び必要な修復等の作業の技術援助を行わせる役務
巡回役務	運用部隊等に必要な技術員を巡回させ、新たに装備された陸上装備品等の整備取扱法及び改修、改造、修理等の作業について実施した技術的処置並びに運用部隊等の要望する技術的事項について指導を行わせる役務

(3) 実施基準

区 分	実施基準
駐在役務	ア 補本長は、年度実施計画を作成し、対象陸上装備品等の名称、実施項目（内容）、技術員の派遣場所及び期間を明らかにするものとする。
巡回役務 （2基地以上を対象）	イ アにおける役務調達及び契約担当は、補本（航空機又は航空機の航行に関するもののみ。）又は艦補処とする。
巡回役務 （1基地を対象）	ア 運用部隊の長は、技術員の派遣場所、期間及び作業内容（必要な部品、器材等を含む。）を明らかにして、整備部隊の長に派遣を請求するか、又は自ら役務を調達要求する。
臨時役務	イ 整備部隊の長は、運用部隊の長から派遣の請求があり、その必要を認めた場合、所定の手続により役務の調達要求を行う。 ウ ア及びイにおける契約担当は、当該部隊に係る支出負担行為に関する事務を所掌する部隊等とする。

第3 整備管理

1 定 義

第3において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 作業管理

整備作業の適正かつ効果的・効率的な実施を図るため、整備作業量、現在の整備能力、部品状況等を把握して適正な整備作業計画を立案し、作業及び資材の流れを管制することをいう。

(2) 品質管理

陸上装備品等の品質を効果的かつ経済的に維持するため、品質基準に基づき陸上装備品等の品質及びその品質に直接関連する作業又は検査の状況を確認・評価し、発見した不具合事項を是正するとともに、じ後における不具合事項の発生を予防するための対策を講じる一連の業務をいう。

(3) 品質

陸上装備品等の性能等及びその他の特性の総称であって、測定により数値をもって表示し得るもの又は観察によって判別し得るものをいう。

(4) 品質基準

陸上装備品等の品質及びその品質に直接関係する作業又は点検・検査について定められた数値の許容範囲又は手順等をいい、原則としてこの整備基準、技術刊行物、仕様書等において設定されたものをいう。

(5) 品質検査

陸上装備品等の品質が、当該品質基準に合致しているかどうか及び整備の質が適正かどうかを判定することをいう。

(6) 整備の質

整備作業上の人的及び物的要素並びに手段となり得る要素のそれぞれの特性をいう。

(7) 品質情報

陸上装備品等の品質、整備の質及びこれらに関するすべての情報をいう。

2 一般

運用部隊等の長は、整備管理の実施に当たり、主として作業管理及び品質管理を重視し、実施に当たっては関係各部門との密接な連携による先行性及び計画性を保持するものとする。

3 作業管理

(1) 一般

ア 運用部隊の長は、部隊業務の状況に応じて作業管理責任者を指定し、作業管理を的確に行うものとする。

イ 作業管理責任者は、陸上装備品等の整備に関する作業命令及び処置並びに他部隊等との調整を行うものとする。

(2) 作業管理の主要業務

作業管理責任者は、次に示す業務を実施するものとする。

ア 現状把握

陸上装備品等の運用を確保するため、次の事項について現状を把握する。

(ア) 陸上装備品等の運用状況

- (イ) 陸上装備品等の不具合状況
- (ウ) 整備能力
 - a 人的整備能力
 - b 主要な整備用器材の現状
 - c 予備品の現状
- (エ) 整備作業量
 - a 計画整備及び計画外整備の作業量
 - b その他の作業量
- イ 整備作業計画（実績）表の作成
 - 現有整備能力を効率的に運用して整備作業を実施するとともに、実施の記録及び確認を的確に行うため、次を標準として整備作業計画（実績）表を作成する。
- (ア) 年間整備作業計画（実績）表
- (イ) 月間整備作業計画（実績）表
 - なお、整備作業計画（実績）表の様式は、運用部隊の長が定めるものとする。
- ウ 作業管制の実施
 - 作業管制に当たっては、整備実績の分析資料を活用して整備能力と整備作業量を的確に把握し、運用要求に対する効果性と作業の量的均衡化の面から、作業の優先順位の指定、進ちょく状況の把握等を行う。
- エ 資材管制の実施
 - 整備作業を経済的かつ効果的に実施するため、予備品の現況の把握、部品等の所要量の見積り、補給の促進等を行う。
- オ 作業管理の評価
 - 作業管理の実施状況について、常に分析・評価し、整備作業計画及び部品等の保有基準等を見直しを図る。
- (3) 整備作業の請求、命令及び実施の確認
 - ア 運用部隊等の長は、陸上装備品等の整備作業において、作業の請求、命令及び実施の確認の根拠を明確にし、整備作業の能率化を図るとともに、記録、報告及び統計の基礎資料を得るものとする。
 - イ 作業の命令及び実施の確認は、整備作業票により行うものとする。ただし、計画整備については、整備作業計画（実績）表によることができる。
 - ウ 整備作業票の様式は、乗員整備データの作成要領（艦船造修整備実施要領（補本装艦第1979号。14.12.18別冊）表第4-1）に定める整備調査表を準用する。
- (4) 特別の整備作業の実施
 - ア 運用部隊等の長は、陸上装備品等の整備に関し、次に該当する場合、あらかじめ実施要領等を明確にして作業を実施させるものとする。
 - (ア) 陸上装備品等の整備に関し令達された事項（改修指示、特令検査等）について、その実施要領等を指示する場合

(イ) 不具合の発生状況、他部隊からの通報等により、一時的に点検、検査等を実施する必要があると認めた場合

(ウ) その他、特に必要と認めた場合（技術刊行物に準拠しないであつ、技術刊行物の改定要求を行わず整備を行う場合を含む。）

イ 運用部隊等の長は、整備作業の実施に当たっては、次の整備指示書を発行するものとする。

(ア) 一時整備指示書

特定の作業を一回限り実施するもので、それ以上継続して実施することを要求しないような事項について指示する場合に使用し、原則として実施結果について報告させるものとする。

(イ) 継続整備指示書

特定の作業がある時間経過したごとに、又は特殊な状態若しくはあるできごとが発生した場合に繰り返して実施する必要のある事項について指示するときに使用し、原則としてすべての作業の完了時に実施結果について報告させるものとする。

ウ 整備指示書の様式は、運用部隊等の長が定めるものとする。

(5) 整備部隊に対する整備作業の請求

ア 運用部隊の長は、陸上装備品等の整備作業及びこれに関する業務に関して、自隊の整備能力又は整備範囲を超え、かつ、自ら外注整備又は現地技術役務を調達要求できない場合は、整備部隊に対し作業を請求するものとする。

イ 整備部隊の長は、アの請求を受理した場合、整備作業の区分に基づいた支援整備又は外注整備等の調達要求を行うものとする。

ウ 整備作業の請求は、艦船造修整備基準（平成14年海上自衛隊達第54号別冊）24101に定める工事請求（要望）書を準用するものとする。ただし、臨時修理の請求については、第3号に定める整備作業票により行うものとする。

(6) 記 録

整備管理に係る記録は、当該陸上装備品等の技術刊行物等別に定めのあるほか、次を標準とする。

ア 整備作業計画（実績）表
第2号による。

イ 整備作業票
第3号による。

ウ 陸上装備品等経歴簿

(ア) 陸上装備品等経歴簿は、陸上装備品等の経歴、整備の経過、現状等を各陸上装備品等の個々について明確にし、責任の所在を明らかにするとともに、統計、分析及び改善の資料を得る整備記録である。

(イ) 陸上装備品等経歴簿の様式は、海上自衛隊の使用する武器等の経歴簿に関する達（昭和37年海上自衛隊達第11号）を準用する。

4 品質管理

(1) 一 般

- ア 運用部隊等の長は、陸上装備品等の整備に当たっては、定められた基準、手続、方法等により実施し、継続的に整備作業の成果を確認して、その結果を分析・評価するとともに、作業実施者の技量及び使用する整備用器材、施設等を適切に管理して、整備における品質の確保及び維持を図るものとする。
- イ 運用部隊等の長は、陸上装備品等の任務達成上の重要性、品質管理実施の効果及び経済性を特に考慮し、品質管理を積極的かつ適時適切に行うものとする。

(2) 品質管理の主要業務

- ア 補本長は、陸上装備品等の品質管理に関し、次に示す業務を実施するものとする。
 - (ア) 品質情報の収集、分析・評価及び配布に関すること。
 - (イ) 品質基準の検討に関すること。
 - (ウ) 部隊等に対する技術指導及び調査に関すること。
 - (エ) その他必要と認める事項
- イ 補給処長は、陸上装備品等の品質管理に関し、次に示す業務を実施するものとする。
 - (ア) 部隊等に対する当該補給処の担任に係る技術指導に関すること。
 - (イ) 補本長が実施する業務の補佐に関すること。
 - (ウ) その他必要と認める事項
- ウ 運用部隊が保有する陸上装備品等の管理に関する事務を所掌する当該分任物品管理官は、品質管理業務の責任者（以下「品管責任者」という。）として、次に示す業務を実施するものとする。
 - (ア) 品質管理業務の全般統制に関すること。
 - (イ) 品質管理業務の検査に関すること。
 - (ウ) 補本及び補給処との連絡調整に関すること。
 - (エ) その他必要と認める事項
- エ 運用部隊の長は、品質管理業務の担当者（以下「品管担当者」という。）として、品管責任者を補佐するとともに、作業管理責任者を指揮監督して、次に示す業務を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、品質管理の適正かつ効果的な実施を図るため、部隊の状況及び陸上装備品等の品質管理の重要度に応じて必要と認めた場合、品質管理の方針、重点実施項目等を含む品質管理計画を作成するものとする。

 - (ア) 品質管理業務の実施に関すること。
 - (イ) 品質情報の収集に関すること。
 - (ウ) 整備作業者の技能の把握に関すること。
 - (エ) その他必要と認める事項
- オ 作業管理責任者は、品管担当者の指揮監督の下、品質管理業務を実施するものとする。

第4 技術管理

1 信頼性管理

(1) 定義

この項において、次のアからエに掲げる用語の意義は、当該アからエに定めるところによる。

ア 信頼性管理

陸上装備品等の信頼性に関するデータを収集し、定量的に分析・評価することにより、その信頼性、整備要領等を適正に維持するとともに、技術的な改善又は整備要領等の改善の対策を抽出し、新たな陸上装備品等の設計又は導入時の参考として活用を図る一連の管理活動をいう。

イ データ

運用部隊等における陸上装備品等の管理運用に関するデータ（陸上装備品等の使用状況、不具合発生状況、整備状況等に関するデータ）及び製造会社等による陸上装備品等の外注整備に関するデータ（不具合の状況及び修理状況等に関するデータ）をいう。

ウ BUR 証拠品

BUR 対象となった機器の原因調査を実施するため指定された不具合品目をいう。

エ 改善資料

陸上装備品等の信頼性、性能等を維持又は向上させるために利用される陸上装備品等のデータ、BUR、ECP、改善提案書及び製造会社等の技術資料をいう。

(2) 信頼性管理の主要業務

ア 補本長は、次に示す業務を実施するものとする。

(ア) BUR の審査及び対策の要否の決定

(イ) 関係部隊等に対する BUR の対策の通知

(ウ) 防衛装備庁による調査を要する BUR 証拠品の指定

(エ) 海上幕僚監部（以下「海幕」という。）依頼による ECP のインパクト分析及び審査

(オ) 運用部隊の長及び製造会社発議による改善提案書のインパクト分析、審査及び承認手続

(カ) 改修指示書の作成及び通知

(キ) その他必要と認める事項

イ 補給処長は、次に示す業務を実施するものとする。

(ア) 補給又は整備を担当する機器の BUR に係る調査及び対策の要否の検討

(イ) 補本長から指示された BUR の審査及び対策の要否の検討

(ウ) 補給又は整備を担当する機器に関する BUR 証拠品の指定

(エ) BUR 調査結果の補本長への報告

(オ) その他必要と認める事項

ウ 運用部隊の長は、次に示す業務を実施するものとする。

(ア) データの収集及び保管

(イ) データの分析・評価

- (ウ) BURの作成、送付
 - (エ) 改修の実施及び実施の報告
 - (オ) 改修実施状況の把握
 - (カ) その他必要と認める事項
- (3) データの収集
- 収集するデータは、次を標準とする。
- ア 不具合データ
- 不具合データは、運用部隊等における陸上装備品等の不具合の状況を確実にとらえ、信頼性、性能等の諸元の算定及び分析のための基礎資料とするものであり、整備作業票により収集するものとする。
- イ 外注整備データ
- 外注整備データは、製造会社等による陸上装備品等の外注整備の状況を確実にとらえ、信頼性、整備性等の諸元の算定及び分析のための基礎資料とするものであり、海上自衛隊仕様書により定めるものとする。
- (4) データの保管
- 運用部隊等の長は、収集したデータを、原則として5年間保管するものとする。
- (5) データの分析・評価
- ア 運用部隊等の長は、収集したデータを常続的に分析・評価して、特異不具合の是正に努めるとともに、必要と認めた場合、分析・評価資料を作成するものとする。
 - イ 運用部隊等の長は、データ量の不足、その他の理由により自隊における分析・評価が困難と判断した場合、補本長又は艦船補給処長若しくは航空補給処長に分析・評価を依頼することができる。
- (6) 改善の手続き
- 改善は、陸上装備品等不具合通知 (BUR)、技術変更提案 (ECP) 又は改善提案によるものとし、その手続きは次による。
- ア 陸上装備品等不具合通知 (BUR)
- (ア) BURの作成
- 運用部隊等の長は、陸上装備品等の不具合内容の重要度、緊急度等により、次の三つの区分によりBURを作成するものとする。
- a 緊急BUR
- (a) 不具合が、一般事故の主要な原因と考えられる場合であり、直ちに対策を必要とするもの。
 - (b) 不具合が陸上装備品等の性能等に重大な影響を及ぼす場合であり、直ちに対策を必要とするもの。
- b 至急BUR
- (a) 不具合が部隊の任務遂行又は陸上装備品等の運用に重大な影響を及ぼす場合であり、速やかに対策を必要とするもの。
 - (b) 原因不明の不具合が連続して発生する場合であり、速やかに対策を必要とするもの。

c 普通BUR

- (a) 定期修理間隔又は耐用命数の定められているものが、期待される性能等と著しく異なる状況が認められるもの。
- (b) 補本又は補給処から供給された陸上装備品等を、不具合（輸送中に発生したもの及び取扱い不良によるものを除く。）のため返納する場合
- (c) その他特に必要と認めるもの。

(イ) BURの通知

運用部隊等の長は、作成したBURを補本長に速やかに通知するとともに、関係する部長等、上級部隊等の長、関係する補給処長、運用部隊等の長及び校長並びに関係する地方防衛局調達部長等にその写しを送付するものとする。

(ウ) BURの様式

別紙様式第2のとおり。

(エ) BURの処理

- a 補給処長は、補給又は整備を担当する機器のBURの内容の調査及び補本長から指示されたBURの内容の審査及び対策の要否について検討し、その結果を補本長に報告する。
- b 補本長はBURの内容を審査し、緊急度及び重要度による優先順位を考慮して対策の要否を決定し、審査結果を関係する部長等に通知するものとする。

なお、対策の要否の決定が不可能又は困難な場合は、海幕長に上申するものとする。

イ 技術変更提案（ECP）

(ア) ECPの作成

ECPは、陸上装備品等の契約の相手方あるいはその下請負者の発議により、又は海自の要求により契約の相手方が作成するものであり、次のとおり区分する。

a 第1種ECP

次のいずれかに該当する技術変更についての提案をいう。

- (a) 人員、機器等の安全性の確保に重大な影響のある変更
- (b) 性能等に著しい影響のある変更
- (c) 契約金額の変更を要する変更（地方調達の場合を除く。）
- (d) 既納入品にさかのぼって実施しなければならない変更

b 第2種ECP

第1種ECPに含まれない技術変更についての提案をいう。

(イ) ECPの提出

a 第1種ECP

関係する部長等は、契約の相手方により第1種ECPが提出された場合、順序を経て速やかに受領するものとする。

b 第2種ECP

調達機関の長の定めるところによる。

(ウ) E C P の処理

a 第1種E C P

(a) 補本長は、関係する部長等から依頼された第1種E C Pの技術変更等に対して、インパクト分析及び審査し、審査結果を関係する部長等に通知するものとする。

(b) 関係する部長等は、(a)の検討結果に基づき、第1種E C Pの採否を決定するものとする。

(c) 関係する部長等は、採否について提出した契約の相手方に通知すると共に補本長にその写しを送付するものとする。

b 第2種E C P

調達機関の長の定めるところによる。

ウ 改善提案

(ア) 改善提案書の作成

運用部隊等の長は、陸上装備品等において支障がある場合又は改善する必要があると認めた場合、陸上装備品等についての改善提案書を作成するものとする。

(イ) 改善提案書の様式

別紙様式第3のとおり。

(ウ) 改善提案書の処理

a 改善提案を送付する運用部隊等の長は、作成した改善提案書を組織編成上の上級部隊等の長を経由して、補本長に送付すると共に関係する部長等にその写しを送付するものとする。

b 補本長は、改善提案書の内容を必要に応じて関係する部長等と協議し、審査するものとする。

c 補本長は、審査結果を関係する部長等及び改善提案を送付した運用部隊の長に送付するものとする。

(7) 改善の実施

ア 補本長は、改善資料に基づく陸上装備品等の改善の要否の検討結果に基づき陸上装備品等の改善を必要と認める場合及び関係する部長等から陸上装備品等の改善の実施を通知された場合、必要により次の事項を実施するものとする。

(ア) 改修指示書の発行（技術的な改善のときのみ。）

(イ) 製造又は修理中の陸上装備品等に対する措置

(ウ) 関係部隊等に対する情報の周知徹底

(エ) 所要の部品等の準備

(オ) 技術刊行物の改定

(カ) その他必要な措置

イ 補本長は、陸上装備品等の改善の要否の検討結果が次の事項に該当する場合、対策案又は所見を付し海幕長に上申するものとする。

(ア) 陸上装備品等の基本的性能に影響する場合

(イ) 調査、試験等に特別な経費を必要とする場合

(ウ) その他海幕長の特別な指示又は措置が必要であると判断される場合

ウ 関係する部長等は、イについて検討し、所要の措置を講じるものとする。

エ 関係する部長等は、陸上装備品等の改善において陸上装備品等を改造する場合、改造計画を作成するものとする。

なお、改造計画に基づく改造の実施は、第2第3項第3号に定める「改修指示書」によりその実施時期、内容等を示すものとする。

オ 関係部隊等の長は、ア及びエに基づく所要の措置を講じるものとする。

2 形態管理

(1) 定義

この項において、次のアからカに掲げる用語の意義は、当該アからカに定めるところによる。

ア 形態管理

陸上装備品等の構造及び機能の現状を的確に把握し、必要な改善を効率的かつ効果的に行い、ライフサイクルを通してその性能等及び信頼性の維持及び向上並びにコストの低減を図るため、特定の品目（以下「形態管理品目」という。）を選定し基本形態を設定するとともに、変更管理、経歴管理等の一連の管理活動を総合的に実施することをいう。

イ 形態

ハードウェアの構造、機能及びソフトウェアの機能をいう。

ウ 基本形態

仕様書又は製造用図面等により初度に設定された形態で、以後の改善を行う際の基準となる形態をいう。

エ インパクト分析・評価

ECP及びECPを伴わない仕様の変更並びに陸上装備品等の改善の要否の決定に先立ち、当該改善等が陸上装備品等の形態及び技術刊行物等に及ぼす影響について分析・評価することをいう。

オ 変更管理

陸上装備品等のインパクト分析・評価を行い、その結果に基づき、当該陸上装備品等の改善の採否を決定するまでの一連の管理をいう。

カ 経歴管理

基本形態設定後の改善の実施状況を整理し、記録することをいう。

(2) 形態管理の主要業務

ア 部長等は、次を標準として形態管理品目を選定するとともに、当該機器の基本形態を設定するものとする。

なお、形態管理品目の基本形態は、原則として調達初号機器の形態とする。

(ア) 安全性及び信頼性を特に要求される機器

(イ) 任務遂行に重大な影響のある機器

(ウ) その他特に必要と認める機器

イ 補本長は、形態管理品目に指定された陸上装備品等の形態変更については、原則として改造又は改修により実施するものとする。

- ウ 形態管理に必要な改善資料は、運用部隊等の長及び契約の相手方の提供によるものとする。
- (3) 変更管理の主要業務
 - ア インパクト分析・評価は、補本長又は補給処長が実施するものとする。
 - イ 部長等及び補本長は、インパクト分析・評価の結果に基づき、改善の要否を決定するものとする。
- (4) 経歴管理の主要業務
 - ア 部長等は、形態管理品目及び基本形態の設定について、補本長に通知するものとする。
 - イ 補本長は、形態管理品目、基本形態及びこれらの変更事項を必要に応じて運用部隊等の長に通知するものとする。
 - ウ 運用部隊の長は、イの通知に基づき必要事項を経歴簿に記入し、陸上装備品等の経歴を管理するものとする。
- 3 技術刊行物管理
 - (1) 定義
 - 技術刊行物管理とは、技術刊行物の発行、維持、補給等を適正に行うための一連の管理活動をいう。
 - (2) 技術刊行物管理の主要業務
 - 技術刊行物管理は、技術刊行物管理基準に基づき実施するものとする。

附 則

従前に使用していた「陸上装備品等来歴簿」は、「陸上装備品等経歴簿」と読み替えて使用できるものとする。ただし、当該簿冊が新編、改編、分冊等により新たに作成する場合は、この基準によるものとする。

陸上装備品等の定期修理間隔の標準

区 分	機器等名	間 隔
電子機器	テレタイプライタ、テープレコーダ等	5年
	レーダー、電波探知機等	4年
通信機器 無線機器	送信機、受信機、複写受信機、写真電送機、構内 自動電話交換装置、車載用無線機等	6年
	多重通信装置、印刷電信機、符合変更機等	4年
空中線	屋外設置及び機械式空中線	4年
気象関連機器	自動気象観測装置、気象測器類、地震観測装置、 高度気圧計等	5年
	模写受信装置	4年
電源装置等	無停電電源装置、発動発電機	6年
空気調和装置	空気調和装置	7年

注：この表に記載されていない機器等については、類似の機器等に準じる。

改修指示書

指示番号		通知番号	
件名			
実施区分		実施部隊等	
実施時期		発効時期	
改修の目的			
改修の内容			
適用範囲			
使用部品等			
部品等の準備			
関連海自 E C P			
関連 S B 等			
関連技術刊行物			
関連機器等			
関連ソフトウェア 又はハードウェア			
備考			
経歴簿の記入	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	報告	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

注：用紙は、A 4 判縦とする。

陸上装備品等不具合通知（BUR）

あて先： 写送付先：	通知部隊等名		通知部隊等の長（印）			
	通知年月日					
	BUR区分	<input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 普通				
件名（不具合事項名）						
不具合 機器等	品名		型式		装備部隊	
	製造会社		製造番号		製造年月日	
	不具合箇所（機器名等）					
発生時の 状況	発生（発見）年月日			発見時期		
	発生状況					
不具合の 状況						
	推定原因					
処 置	<input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> その他			不具合機器等の処理		
	<input type="checkbox"/> 部隊整備 <input type="checkbox"/> 支援整備			<input type="checkbox"/> 再使用 <input type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 整備不能		
	<input type="checkbox"/> 外注整備			<input type="checkbox"/> BUR証拠品の指定希望待		
対策案等						

注：用紙は、A4判縦とする。

改善提案書

宛先： (経由先) 写送付先：	提案部隊等名		提案部隊等の長 (印)			
	通知年月日					
件名						
該当機器等名	品名		型式		装備部隊	
	製造会社		製造番号		製造年月日	
改善の目的						
改善の内容						
改善の効果						
その他 (所要経費等)						
経由元所見						
審査結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却下		処置	<input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他		
備考						

注:用紙は、A4版とする。